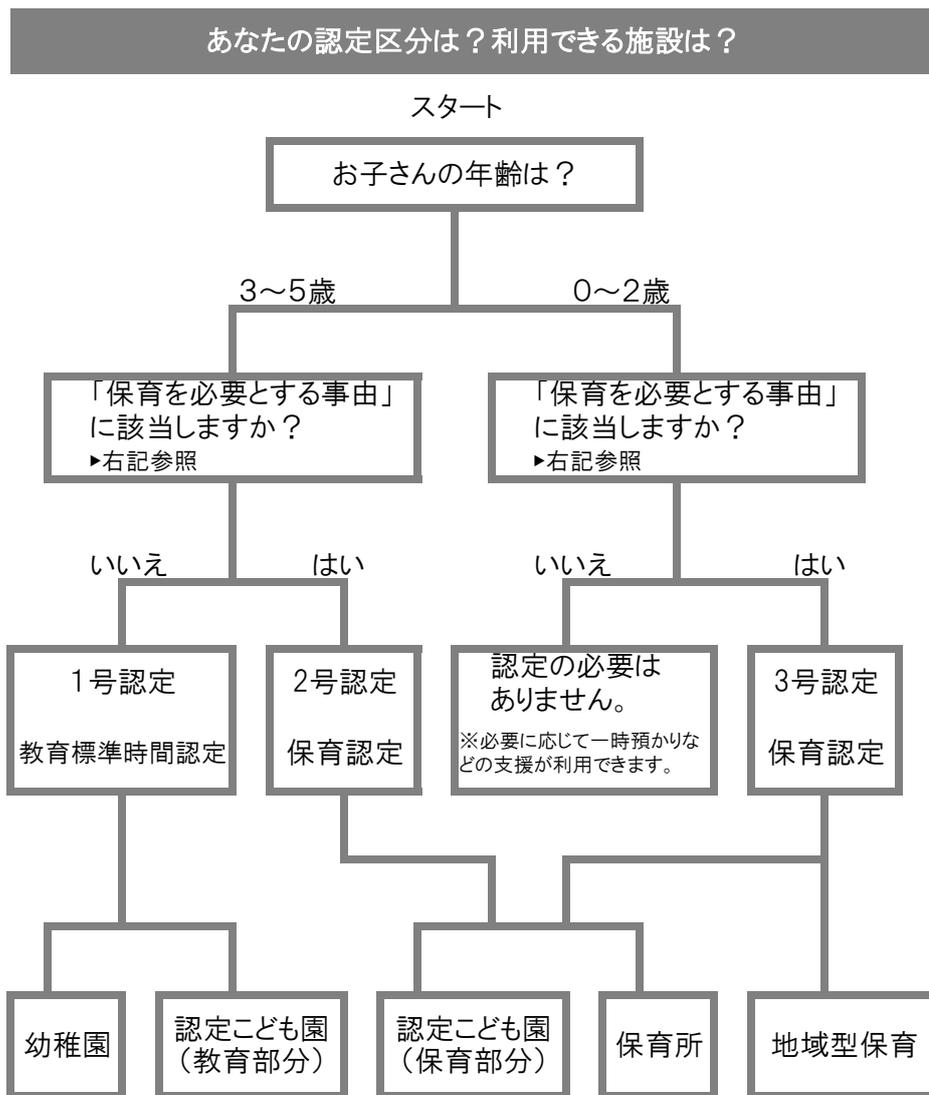


# 特定教育・保育施設等の利用を希望されるみなさまへ

## ■認定について

施設などの利用を希望する場合は、住所地の市町村から利用のための認定を受ける必要があります。



▶「保育を必要とする事由」  
保育所などで保育を希望される場合は、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 就労  
一月あたり48時間以上の労働を常態としていること。
- ② 妊娠・出産  
出産前後8週であること。
- ③ 疾病・障がい  
疾病にかかっていること。  
精神若しくは身体に障がいを持っていること。
- ④ 親族の介護・看護  
親族を常時介護または看護していること。
- ⑤ 災害復旧  
震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む。)  
求職活動等を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学(職業訓練を含む。)  
学校等に在学していること。  
ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
- ⑧ 児童虐待やDVのおそれ  
公的機関へ相談等を行っていること。
- ⑨ 育児休業  
育児休業取得時に、既に保育所等を利用している子どもであること。
- ⑩ その他市長が認める場合

※共働きでも、3歳以上のお子様で幼稚園・認定こども園での教育を希望される場合は、1号認定を受けることになります。

## ■2号、3号認定の保育必要量について

保育の必要性の認定事由に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。区分により、保育の利用時間や保育料が異なります。

保育必要量	一日あたりの保育の利用時間	認定事由(保育を必要とする事由)
保育標準時間	各施設で定められた時間帯内で、11時間まで	①月120時間時間以上の就労 ②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑧児童虐待やDVのおそれ
保育短時間	各施設で定められた時間帯内で、8時間まで	①月48時間以上120時間未満の就労 ⑥求職活動(起業準備も含む) ⑨育児休業

※ ③疾病・障がい、④親族の介護・看護、⑦就学(職業訓練を含む。)については、家庭の状況に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分します。

## ■利用の手続きについて

平成29年4月入所の手続きの流れは次のとおりです。

入所施設の検討にあたっては、施設見学をお勧めします。見学を希望する方は、事前に見学したい施設に直接連絡をしていただき、日時等をご相談ください。

### 1号認定の場合 (幼稚園、認定こども園)

1 幼稚園などの施設に  
直接申込みを行います。  
※10月頃から各施設で受付開始

2 施設から入園の内定を受けます。

3 施設を通じて市に認定を申請します。

4 施設を通じて市から認定証が交付されます。

5 施設と契約をします。

### 2号・3号認定の場合 (保育所、認定こども園、地域型保育)

1 市に直接認定を申請します。  
同時に保育所など利用希望の申込みをしま  
す。  
※10月17日(月)から12月16日(金)までの  
間に横手市子育て支援課または各地域局市  
民サービス課で申請してください。

2 市が「保育の必要性」を認めた場合、認定証  
が交付されます。

3 申請者の希望、保育所などの状況に応じ、保  
育の必要性の程度を踏まえ、市が利用施設  
の調整を行います。  
※利用調整による利用施設決定の通知は、  
平成29年2月中旬頃の予定です。

4 利用先の決定後、契約となります。

## ■利用者負担(保育料)について

保育料は、児童の年齢と世帯の市町村民税課税額により決定されます。保育料の切替時期は9月で、4月から8月は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税課税額で算定されます。多子世帯やひとり親世帯等については、保育料が軽減される場合があります。保育料の決定通知は、平成29年4月の予定です。

なお、保育料の納入先は私立保育所、市内公立保育所を利用した場合は市へ、幼稚園、認定こども園、市外公立保育所、地域型保育を利用した場合は各入所施設となります。

## ■すこやか子育て支援事業(保育料助成)について

秋田県が独自に実施している事業で、県と市が対象経費を負担することによって、保護者の方々の負担する保育料を軽減する制度です。県では、一部対象者の助成率を4分の1としていますが、市では市の負担を上乗せし、一律2分の1の助成率で支援しています。さらに、平成28年度から制度が拡充され、平成28年4月2日以降に出生した第3子以降の児童及びその児童と同一戸籍の第2子以降の保育料が全額助成されます。

所得制限があり、保育料の助成を受けるには、申請が必要です。

※保育料基準額表及び保育料助成の詳細は、横手市ホームページまたは子育てハンドブックをご覧ください。  
※平成29年4月以降の保育料については、国または県の制度改正等に伴い、保育料基準額表及び保育料助成事業の内容が変更となる場合もあります。